

特定少年に対する保護処分

— 研修のねらい —

令和4年4月1日に「少年法等の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、18歳及び19歳が「特定少年」と位置付けられ、少年法の適用対象としつつ、その適用に特例規定が整備されました。

今回の研修では、この改正に関連して変更された中でも、特に保護観察の内容について確認します。

講 義	50分
質 疑	10分

**佐賀保護観察所
佐賀県保護司会連合会
(更) 佐賀県更生保護協会**

1 法律の概要

18歳及び19歳の者の位置付け

○選挙権を有し、民法上の成年となるなど、社会において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場

○他方、成長途上にあり、可塑性を有する存在

概要（添付資料：「少年法の仕組み」「少年法改正Q&A」法務省HPより）

○18歳19歳も少年法上の「少年」

○家裁の全件送致を維持

○原則逆送の対象事件の拡大

- ・強盗、強姦等、現住建造物放火、強制わいせつ致傷、覚醒剤の営利目的所持や輸入 など

○保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲で行う

○検察官送致後は、原則として刑事事件の特例規定を適用しない

2 特定少年（18歳・19歳）の保護処分【少年法第64条第1項】

（特定少年の保護処分）

第64条 第24条第1項（保護処分）の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第23条（審判不開始）の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもって、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限り、これを行うことができる。

- 一 六月の保護観察所の保護観察に付すること
- 二 二年の保護観察所の保護観察に付すること
- 三 少年院に送致すること

○罰金以下の刑に当たる罪

- ・軽犯罪法違反、公衆迷惑防止条例（客引き、スカウト）など

3 保護観察の種類

○17歳以下は現行どおり。

○特定少年の保護観察対象者に「特別指導」の創設

○特定少年については審判対象から「ぐ犯」を除外

○保護観察の種類（少年事件）

【17歳以下の場合】（事件番号）

[少年法第24条第1項第1号]

※保護観察期間は20歳になる日の前日まで。

(ア) 1号観察（一般） 【 504 (1) 1-0000 】

行状良好の場合、開始後1年経過で良好措置（解除）の可能性がある。

行状不良の場合、不良措置（通告・警告・施設送致申請）の可能性がある。

(イ) 1号観察（交通） 【 504 (1) 2-0000 】

交通事犯者。

行状良好の場合、学習ブック履修済みで開始後6月経過で良好措置（解除）の可能性がある。

行状不良の場合、不良措置（通告・警告・施設送致申請）の可能性がある。

(ウ) 1号観察（一般短期）（処遇勧告による）【 504 (1) 3-0000 】

非行性が進んでいないと認められた者。

課題の履行、生活の記録の提出があり、問題がなければ、原則、開始後6月以上7月以内に解除する。10月以内に解除できない場合、1号観察（一般）に移行する。

(エ) 1号観察（交通短期）（処遇勧告による）【 504 (1) 5-0000 】

交通事犯者。保護司は付かず、2回の交通講習会受講と毎月の生活状況報告書により問題がなければ、原則、開始後3月以上4月以内に解除する。6月以内に解除できない場合、1号観察（一般）に移行する。

[少年法第24条第1項第3号]

※保護観察期間は20歳になる日の前日まで（例外あり）。

(オ) 2号観察（少年院仮退院） 【 504 (2) 1-0000 】

17歳以下で少年院送致となった者。

行状良好の場合、開始後6月経過で良好措置（退院）の可能性がある。

行状不良の場合、不良措置（戻し収容）の可能性がある。

【18歳・19歳の場合】

[少年法第64条第1項第1号]

(カ) 特定少年保護観察（特定1号観察）（6月更生指導）

【 504 (1) F-0000 】

問題性が比較的小さいと認められた者。

保護観察期間は6月で、原則、開始後3月以上4月以内で解除。

遵守事項が課せられるが、1号観察（一般）への移行や不良措置（収容決定申請）はない。

[少年法第64条第1項第2号]

※決定時、1年を上限に少年院収容期間が定められ、少年院在院中、保護観察は停止する。

(キ) 特定1号観察（2年、一般）

【 504 (1) A-0000 】

行状良好の場合、開始後1年経過で良好措置（解除）の可能性がある。

行状不良の場合、不良措置（収容決定申請）の可能性がある。1度少年院に送致されると、2度目以降は1度目の期間を差し引いた期間に限り送致でき、残期間がなくなると少年院送致ができなくなる。

(ク) 特定1号観察（2年・交通）

【 504 (1) B-0000 】

交通事犯者。

行状良好の場合、交通学習ブックを履修済みで、開始後6月経過で良好措置（解除）の可能性がある。

行状不良の場合、不良措置（収容決定申請）の可能性がある。1度少年院に送致されると、2度目以降は1度目の期間を差し引いた期間に限り送致でき、残期間がなくなると少年院送致ができなくなる。

(ケ) 特定1号観察（2年・一般短期）（処遇勧告による）

【 504 (1) C-0000 】

非行性が進んでいないと認められた者。

課題の履行、生活の記録の提出があり、問題がなければ、原則、開始後6月以上7月以内に解除する。10月以内に解除できない場合、特定少年保護観察（2年）に移行する。

(コ) 特定1号観察（交通短期）（処遇勧告による）

【 504 (1) E-0000 】

交通事犯者。保護司は付かず、2回の交通講習会受講と毎月の生活状況報告書により問題がなければ、原則、開始後3月以上4月以内に解除する。6月以内に解除できない場合、特定1号観察（2年）に移行する。

[少年法第64条第1項第3条]

※収容期間と仮退院期間を合計して3年以内。

(サ) 特定少年少年院仮退院（特定2号観察）

【 504 (2) A-0000 】

行状良好の場合、良好措置（退院）の可能性がある。

行状不良の場合、不良措置（仮退院の取消し）の可能性がある。

4 特定1号観察（6月）（少年法第64条第1項第1号）における「更生指導」について

○処遇方法

- ・保護司への委嘱なし（毎月、生活状況報告書を提出）
- ・交通事件：交通講習等
- ・一般事件：社会貢献活動（現行の社会貢献活動に参加）
就労に関する学習（ジョブキャリア学習：仕事を始める準備、
求職活動や就職後に必要なことなど就労に関する学習） など

○特例

- ・生活環境の改善や補導援護の措置を特に継続して行う必要がある場合（被虐待など）
→保護司へ委嘱する

5 「特別指導」について（17歳以下の1号観察を除く）

○趣旨

17歳以下の1号観察には「警告」制度が設けられている。一方、それ以外の保護観察（＝特定1号観察、2号観察（特定少年を含む少年院仮退院）、3号観察及び4号観察）対象者が遵守事項違反に及んだ場合には、必要に応じ、指導監督の一方法として「特別指導」を行うことができることとしたもの。

具体的には、遵守事項違反への対応において、矯正施設に収容する手続をとる以外の方法として、必要に応じて、主任官が当該保護観察対象者を呼び出し、質問調査を実施するとともに、遵守事項違反を更に重ねた場合には、不良措置に係る手続をとることがある旨などを書面で告知することなどを明文化するもの。

警告

6 まとめ

改正少年法が2022年（令和4年）4月1日に施行されます。

少年法の仕組み

1. 罪を犯した少年の処分

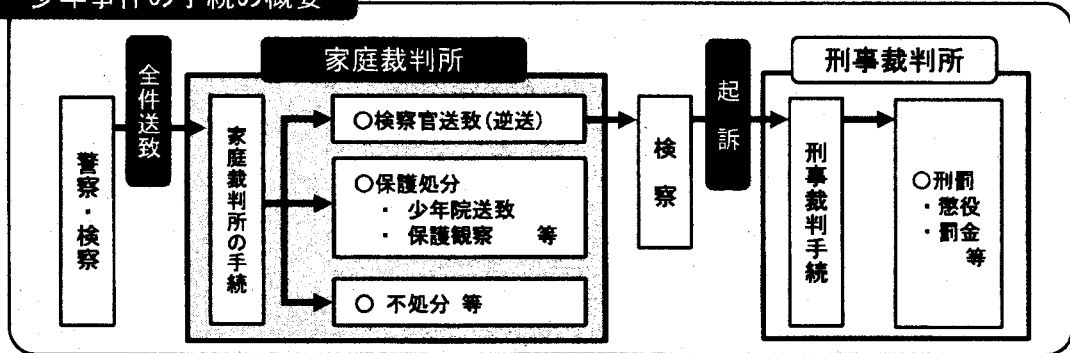
- 少年の事件は、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。
- 家庭裁判所が決定する処分には、検察官送致（逆送）、保護処分などがあります。
 - ▷ 逆送決定された後は、原則として検察官により刑事裁判所に起訴され、懲役刑、罰金刑などの刑罰が科されます。
 - ▷ 保護処分には、少年院に収容する少年院送致と社会内で保護観察官や保護司の指導を受ける保護観察などがあります。

2. 「逆送」される場合

- 家庭裁判所が保護処分ではなく刑罰を科すべきと判断した場合に、逆送決定がされます。
- 重大な事件（原則逆送対象事件）（※1）については、原則として逆送決定がされます。

（※1）現在の原則逆送対象事件は、16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件です。

少年事件の手続の概要



改正少年法の主なポイント

詳細は法務省HP



ポイント① 少年法の適用

- 18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。
- ただし、原則逆送対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる（※2）など、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。

（※2）例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年（17歳以下の少年の場合は15年）になります。

ポイント② 原則逆送対象事件の拡大

- 原則として逆送決定がされる原則逆送対象事件に、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件（※3）が追加されます。

（※3）例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強姦罪、強制的性交等罪、組織的詐欺罪などが該当します。

ポイント③ 真名報道の解禁

- 少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した事件について起訴された場合（※4）には、禁止が解除されます。

（※4）略式手続（非公開の書面審理により一定額以下の罰金・料金を科す手続）の場合は除きます。

少年法改正Q&A

少年法の仕組みについて

Q1 少年法とは？

少年法は、どのような法律ですか？

少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続などについて定める法律です。

少年法による手続・処分には、どのような特色があるのですか？

- 少年事件については、検察官が処分を決めるのではなく、全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定すること
- 家庭裁判所は、少年に対し、原則として、刑罰(懲役、罰金など)ではなく、保護処分(少年院送致など)を課すことなどが挙げられます。

Q2 少年犯罪の状況は？

少年犯罪は増加しているのですか？

少年犯罪は減少傾向にあります。

平成27年～令和元年の少年の刑法犯の検挙人数は、次のとおりです。

期間(年)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙人数(人)	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076

(注)令和2年版犯罪白書による。

少年犯罪は凶悪化しているのですか？

「凶悪犯罪」の範囲については様々な考え方があり得ますが、例えば、平成27年～令和元年の

- 16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件(原則逆送対象事件)

により家庭裁判所で処分された少年の人数は、次のとおりです。

期間(年)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
処分人数(人)	32	24	17	14	10

(注)令和2年版犯罪白書による。

Q3 どのような処分を受ける？

罪を犯した少年は、どのような処分を受けるのですか？

少年事件は、嫌疑がある限り、全ての事件が捜査機関(警察・検察)から家庭裁判所に送られます。

そして、家庭裁判所では、犯罪に関する事実のほか、少年の生い立ち、性格、家庭環境などについても調査をした上で、処分を決定します。

家庭裁判所の決定には、検察官送致(逆送)、少年院送致、保護観察などがあります。

検察官送致(逆送)とは何ですか？

検察官送致(逆送)は、家庭裁判所が、保護処分ではなく、懲役、罰金などの刑罰を科すべきと判断した場合に、事件を検察官に送るものです。逆送された事件は、検察官によって刑事裁判所に起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます。

Q4 「保護処分」とは？

「保護処分」と「刑罰」とは違うのですか？

保護処分である少年院送致や保護観察は、少年の更生を目的として家庭裁判所が課す特別な処分であり、刑事裁判所が科す懲役、罰金などの刑罰とは異なるものです。

「少年院送致」はどのような処分ですか？

「少年院送致」では、対象者を少年院に収容し、その特性に応じた矯正教育などを行います。これに対して、「懲役」では、対象者を刑務所に収容し、所定の作業を行わせることとされています。

「保護観察」はどのような処分ですか？

「保護観察」では、対象者を施設に収容せず、社会内に置いたまま、保護観察所が指導監督、補導援護を行います。

Q5 「逆送」とは？

「逆送」とは、どのような手続ですか？

「逆送」は、家庭裁判所が、保護処分ではなく、懲役、罰金などの刑罰を科すべきと判断した場合に、事件を検察官に送るものです。

逆送された事件は、検察官によって刑事裁判所に起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます。

「原則逆送対象事件」とは、どのような事件ですか？

「原則逆送対象事件」とは、家庭裁判所が原則として逆送しなければならないとされている事件です。

現行の少年法では、

○ 16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪(殺人罪、傷害致死罪など)の事件
がこれに当たります。

なお、今回の改正で、18歳以上の少年(特定少年)については、原則逆送対象事件が拡大されることとなりました。詳しくはQ8をご覧ください。

Q6 実名報道は禁止？

少年の事件は、実名報道が禁止されているのですか？

少年法(第61条)によって、少年のとき犯した罪については、少年の更生に資するため、氏名、年齢、職業、住居、容ぼうなどによって犯人が誰であるかが分かるような記事・写真等の報道(推知報道)が禁止されています。

なお、今回の改正で、18歳以上の少年(特定少年)については、推知報道が一部解禁されることとなりました。詳しくはQ9をご覧ください。

法務省HP



Q7 少年法が適用される？

選挙権年齢や民法の成年年齢は18歳なのに、なぜ18・19歳に少年法が適用されるのですか？

18・19歳の者は、成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できます。

そのため、今回の改正では、18・19歳の者も「特定少年」として引き続き少年法の適用対象とし、全ての事件を家庭裁判所に送って、原則として、更生のための保護処分を行うという少年法の基本的な枠組みを維持しています。

どのような点がこれまでと変わるのですか？

他方で、18・19歳の者は、選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となりました。

そこで、18・19歳の者については、少年法においても、その立場に応じた取扱いをするため、原則逆送対象事件を拡大し、実名等の報道(推知報道)を一部解禁するなど、17歳以下の少年とは異なる特例を定めることとなりました。

Q8 「原則逆送対象事件」が拡大？

特定少年の原則逆送対象事件について教えてください。

今回の改正により、特定少年については、原則逆送対象事件に、これまでの

○ 16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に加えて、

○ 18歳以上の少年のとき犯した死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件が追加されることとなりました。

新たに原則逆送対象事件となるのは、どのような罪ですか？

例えば、現住建造物等放火罪、強制性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪などが新たに対象となります。

特定少年の原則逆送対象事件が拡大されたのはなぜですか？

選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより責任ある立場となる特定少年が重大な犯罪に及んだ場合には、17歳以下の少年よりも広く刑事責任を負うべきと考えられたことによるものです。

Q9 実名報道が解禁？

特定少年は、実名報道が解禁されるのですか？

今回の改正により、特定少年のとき犯した罪も、氏名、年齢、職業、住居、容ぼうなどによって犯人が誰であるかが分かるような記事・写真等の報道(推知報道)は原則として禁止されますが、逆送されて起訴された場合は、略式手続(非公開の書面審理で罰金等を科す手続)の場合を除き、推知報道の禁止が解除されることとなります。

特定少年について、推知報道を一部解禁するのはなぜですか？

責任ある立場となる特定少年が、起訴され、公開の裁判で刑事責任を追及される立場となった場合には、推知報道を解禁し、社会的な批判・論評の対象となり得るものとするのが適当であると考えられたことによるものです。

Q10

特定少年は、逆送後の刑事裁判では、どのように取り扱われるのですか？

今回の改正により、特定少年は、逆送されて起訴された場合の刑事裁判では、原則として、20歳以上の者と同様に扱われることとなります。

どのような点が、17歳以下の少年と異なることになりますか？

例えば、判決で有期の懲役が科される場合、

○ 17歳以下の少年には、最長15年以下の範囲で、刑の長期と短期を定める不定期刑（例：懲役5年以上10年以下）

が言い渡されますが

○ 特定少年には、20歳以上と同様に、最長30年以下の範囲で定期刑（例：懲役10年）が言い渡されることとなります。

また、17歳以下の少年のとき犯した罪で刑罰に処せられた場合、

○ 少年法の特例（第60条）によって、資格を制限する様々な法律の規定（例：公務員への就職の制限）について、例えば、執行猶予中は適用されないなどの緩和がされます。

これに対して、特定少年のとき犯した罪については、

○ そのような特例は適用されず、20歳以上の場合と同様に資格の制限を受けることとなります。

Q11

特定少年の「保護処分」について教えてください。

今回の改正により、特定少年の保護処分は、

○ 少年院送致

○ 2年間の保護観察（遵守事項に違反した場合には少年院に收容することが可能）

○ 6か月の保護観察

とされ、家庭裁判所が、犯した罪の責任を超えない範囲内で、いずれかを選択することとなりました。

少年院には、どれくらいの期間收容されるのですか？

特定少年の少年院送致における收容期間は、家庭裁判所が、犯した罪の重さを考慮して、3年以下の範囲内で定めます。

なお、特定少年については、民法上の成年となることなどを考慮し、将来、罪を犯すおそれがあること（ぐ犯）を理由とする保護処分は行わないこととされました。

Q12

適用はいつから？

今回の改正少年法が適用されるのはいつからですか？

今回の少年法改正は、民法の成年年齢の引下げと同じく、令和4年（2022年）4月1日から施行されます。

法務省HP



保護観察の種類

～17歳

良好措置：開始後1年経過

良好措置：開始後6月経過

良好措置：開始後6月～7月以内

(処遇勧告) 交通短期
不良措置 (一般への移行・警告
通告・施設送致申請)
良好措置：開始後3月～4月以内

18歳・19歳

良好措置：開始後1年経過

良好措置：開始後6月経過

良好措置：開始後6月～7月以内

(処遇勧告) 交通短期
不良措置 (一般への移行・
取容決定申請)
良好措置：開始後3月～4月以内

良好措置：開始後3～4月以内

※6月で満了

家庭の意見

交通以外
・社会貢献活動
・就労
・その他

交通
交短と同様の学習

(処遇勧告) 特例
保護司あり、不良措置なし